

営繕工事における小黑板情報電子化の運用について

1. 目的

現場撮影の省力化や写真整理・写真帳管理の効率化及び信頼性の確保を図るため、営繕工事の小黑板情報電子化に係る運用について必要な事項を定める。

2. 必要な機器・ソフトウェアの購入等

- ・ 電子小黑板を使用する際は、受注者が監督員に「工事打合せ書等」を提出し、承諾を得るものとする。
- ・ 電子小黑板の使用に必要な機器・ソフトウェア等は、受注者が選定する。選定する機器・ソフトウェア等については、営繕工事写真撮影要領「3. (3)撮影方法」に示す項目が電子的に記入できるものとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号リスト(CRYPTREC 暗号リスト）」(URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用すること。(使用機器の事例は、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/software/>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。)
- ・ 機器・ソフトウェア等の導入に係る費用は、現場管理費に含まれるものとする。機器・ソフトウェア等の使用に係る費用とは、小黑板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア、チェックシステム(信頼性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェア、工事写真ビューアソフト等の機器経費及び電算使用料等を指す。

3. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、上記2.により電子小黑板の電子的記入を行った写真を納品する際は、URL「<https://www.jcomsia.org/kokuban/>」のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

4. 小黑板情報の電子的記入の取り扱い

小黑板情報の電子的記入は、営繕工事写真撮影要領3.に準じる。なお、営繕工事写真撮影要領4.で規定されている写真編集には該当しない。

5. 電子納品の取り扱い

信憑性確認結果については CSV ファイルにより出力し、電子納品成果物として電子媒体で提出すること。